

「ミニストップポケット液晶レジCM」における広告掲出審査判断基準の基本

◆規制業種又は事業者

以下に定める業種又は事業者の広告に関しましては、お取り扱いいたしません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・連鎖販売取引業
- ・法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- ・各種法令に違反しているもの
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・選挙運動に関わるもの
- ・転職情報
- ・その他ミニストップにおいて個別に不適切と判断されたもの

◆制限業種に関する総量規制

以下に定める業種又は事業者の広告は放映ルールの中で広告枠の上限を設け総量規制致します。

具体的な上限はお問い合わせください。

- ・銀行・信販カード、消費者金融、手形割合およびその他金融業
- ・たばこ
- ・公営競技、パチンコ、スロット、ギャンブル
- ・個人の秘密を調査することを業とするもの
- ・債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

◆放送事故・補償に関する基本的な考え方

- ・天変地異、法定伝染病、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、施設における災害・事故、電力会社による停電、通信トラブル、その他不可抗力に帰する事由による放映回数減については補償範囲外とします。
- ・設置企業様の停電・臨時点検等による休業日は、放映しないものとします。
- ・ミニストップの責により、予定回数に到達しなかった場合、同数の補償をするものとします。

補償方法については、基本的に以下順位とし、協議の上決定するものとします。

- ① 放映期間内・同一エリアでの追加出稿による回数補償
- ② 放映期間終了後速やかに、同一エリアでの未達分の放映による補償
- ③ 期間内・終了後共に補償ができない場合、未達店舗・回数分の金額を返金

◆ 補足

天変地異、法定伝染病、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、施設における災害・事故、電力会社による停電、その他 不可抗力に帰する事由により、ミニストップにて放映自粛を行う場合があります。